

新制度における認定こども園制度について

・小学校就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の児童を受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能

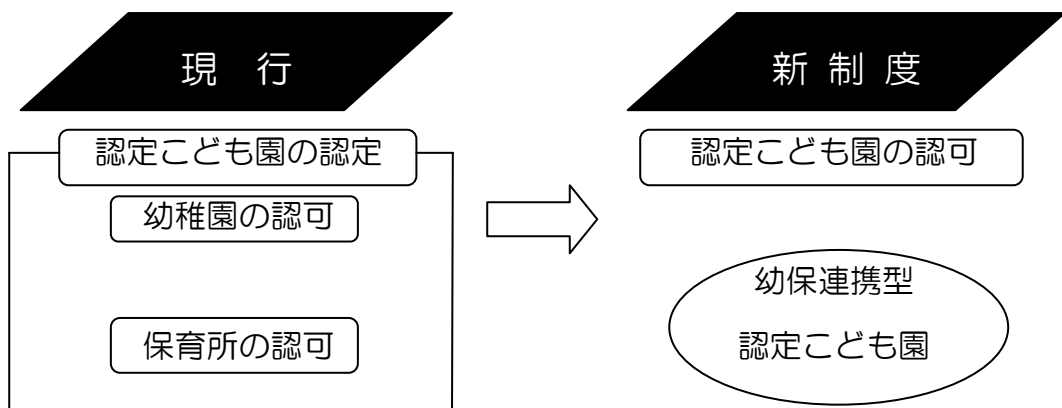
・地域における子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能

新幼保連携型認定こども園

○単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設
単一の施設として、基準や認可手続きが一本化されます。

※現行制度では、幼稚園及び保育所の認可に加え、認定こども園の認定が必要です。



○学校教育法上の学校ではなく、「教育基本法上の学校」となります。

○指導監督については、これまで幼稚園・保育所それぞれの法体系に基づき行われていたものが、一本化されます。

○国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ、設置主体となることができます。

○新幼保連携型認定こども園の認可は、県が行うこととなります。

○新幼保連携型認定こども園は、単一の施設であるため、設置・運営主体とも単一の法人である必要があります。

幼稚園部分と保育所部分を別法人が設置・運営している場合、新幼保連携型認定こども園の認可を受ける際も一方の法人から事業譲渡を行う必要があります。

○新幼保連携型認定こども園については、「3歳未満のこども」（3号認定）と、「3歳以上の保育を必要としない子ども」（1号認定）の定員枠を設けることは必須ではありません。

新幼保連携型 認定こども園		1号認定 (3歳～5歳児 保育 の必要なし)	2号認定 (3歳～5歳児 保育 の必要あり)	3号認定 (0～2歳児 保育の 必要あり)
定員の設定		設定しないことも可能	必須	設定しないことも可能
定 員 の 例	パターン1	設定あり○	設定あり○	設定あり○
	パターン2	設定なし×	設定あり○	設定あり○
	パターン3	設定なし×	設定あり○	設定なし×
	パターン4	設定あり○	設定あり○	設定なし×

○財政措置については、「施設型給付」に一本化されます。

○「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有している「保育教諭」の配置が必要となります。

※新幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正後の認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」か「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」とみなされる経過措置が設けられています。

○教育・保育内容の基準

小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設として「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）【平成26年4月30日】により定められています。

	午前	午後	夕方
3号認定 (0～2歳児 保育の必要あり)	保 育		
2号認定 (3歳～5歳児 保育の必要あり)	教育活動		保育
1号認定 (3歳～5歳児 保育の必要なし)	教育活動		※

※一時預かり保育がある場合もあり

保育所型認定こども園

○保育所が、保育所本来の機能である保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、保育を必要としない3歳以上の子どもを受け入れ、3歳以上の子どもすべてに対し、学校教育法の教育目標が達成されるよう保育を行います。

○保育所型認定こども園のみ、認定の有効期間（5年間）が設定されます。

これは、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育を必要としない子」を受け入れることにより、「保育を必要とする子ども」の利用が制限され、市による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれがあることから、設けられている制度です。

○財政措置については、「施設型給付」となります。

新幼保連携型認定こども園の認可基準について

学級編成・職員配置

・満3歳以上の子どもの教育時間は、学級を編成し、専任の保育教諭を1人配置

・職員配置基準

4・5歳児	30：1	3歳児	20：1（※）
1・2歳児	6：1	乳児	3：1

※質の改善事項として、公定価格において3歳児 20：1→15：1への配置改善を実施

※配置数には幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む（経過措置を設ける）

園長等の資格

・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者

・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。（設置者が判断する際の指針を示す。）

園舎・保育室等の面積

・満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級 420㎡、1学級につき100㎡増）

・居室・教室面積は、保育所基準（保育室・遊戯室 1.98㎡/人、乳児室は 1.65㎡/人、ほふく室は 3.3㎡/人）

園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置 ※名称は「園庭」とする。

・園庭は同一敷地内又は隣接地を原則とし、面積は、①と②の合計面積

①満2歳の子どもについて保育所基準（3.3㎡/人）

②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方

※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。

食事の提供、調理室の設置

・提供範囲は、保育認定を受ける2号、3号子ども（1号子どもへの提供は園の判断）

・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可

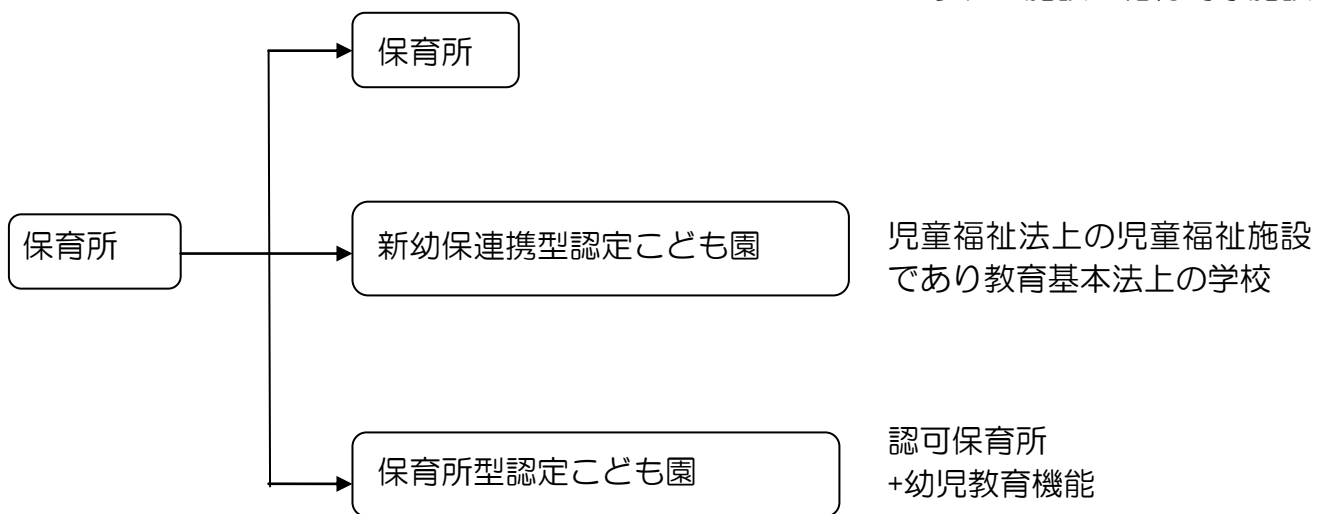
子ども・子育て支援新制度と保育所

保育所のこれから

現 行

新 制 度

※いずれも施設型給付対象施設



*特に希望しなければ、保育所として継続することとなります。
認定こども園への移行は、新制度導入後も可能です。